

改正

令和7年3月24日告示第28号

令和8年5月14日告示第56号

愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民間活力の導入による海業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、愛南町（以下「町」という。）が将来にわたって継続的な海業の実施を目指す町内事業者等に予算の範囲内で交付する愛南町海業振興事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 町内に事務所を有し、事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (2) 町内団体 構成員の5人以上が町内に住所を有し、規約、会則、定款等を有する任意の組織（政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を除く。）をいう。
- (3) 町内事業者等 町内事業者及び町内団体をいう。
- (4) 海業 海及び漁村の地域資源の価値及び魅力を活用する取組又は事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわい及び所得並びに雇用の創出に寄与することが期待されるものをいう。
- (5) 海業振興事業 継続的な実施により海業の振興を図る事業をいう。
- (6) 海業振興事業（特定） 海に関わる地域資源の魅力を磨き上げ、保全し、及び活用する海業の取組を通じて、将来にわたり持続可能な愛南町を実現する事業をいう。
- (7) 審査委員会 愛南町庁内検討会議の設置及び運用に関する要綱（平成24年愛南町訓令第3号）別表第1に規定する海業振興事業支援補助金審査委員会をいう。

(交付対象事業)

第3条 海業振興事業及び海業振興事業（特定）（以下「交付対象事業」という。）の補助金の交付対象者は、町内事業者等とし、交付対象事業の要件、交付限度額は、別表第1に掲げるとおり

とする。

2 前項の規定にかかわらず、町内事業者等の構成員のうち交付対象事業の実施に関わる者に次の各号のいずれかに該当する者がいる場合は、当該町内事業者等を補助金の交付対象者としなないものとする。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 愛南町暴力団排除条例（平成23年愛南町条例第13号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

（補助金の交付対象となる経費）

第4条 交付対象事業に係る補助金の交付対象経費は、交付対象事業の実施に要すると認められる経費であって、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする町内事業者等（以下「申請者」という。）は、町が指定する期日までに別表第3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査委員会に諮り、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。ただし、第2条第6号の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、愛南町海業振興事業支援補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定により提出した書類の内容の変更をしようとするとき、又は補助金の交付決定を受けた交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）を中止しようとするときは、別表第4に掲げる書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する補助対象事業の変更又は中止を申請する場合に準用する。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、町が指定する期日までに別表第5に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、交付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 町長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の7割を限度とし、補助金を概算払することができる。

2 補助対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、愛南町海業振興事業支援補助金(概算払)請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が、町長の承認を受けずに事業の内容を変更したとき、又は補助事業を中止したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消したとき。
- (2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日告示第28号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月14日告示第56号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

事業の名称	海業振興事業	海業振興事業(特定)
交付対象事業	1 海業を振興するものであること。	1 海業を振興するものであること。

の要件	<p>2 複数年にわたる継続的な事業の実施を目指すものであること。</p> <p>3 収益性のみを追求するものではなく、事業の実施を通じて地域の活性化を図るものであること。</p> <p>4 町の他の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p>2 複数年にわたる継続的な事業の実施を目指すものであること。</p> <p>3 収益性のみを追求するものではなく、事業の実施を通じて地域の活性化を図るものであること。</p> <p>4 計画性と戦略性を兼ね備え、町と連携して実施するものであること。</p> <p>5 町の他の補助金等の交付を受けていないこと。</p>
交付限度額	1 事業当たり 30万円	実施年度の予算の範囲内において必要な額

別表第2（第4条関係）

	交付対象経費	適用要件
1	人件費	人員に係る経費に限る。
2	謝礼	総支出経費の20%以下
3	旅費	愛南町職員の旅費に関する条例(令和7年愛南町条例第30号)の規定に準じて算定する額
4	消耗品費	
5	燃料費	
6	印刷製本費	
7	通信運搬費	町内団体等の運営に係るものを除く。
8	広告宣伝費	総支出経費の20%以下とし、販売促進のみを目的としたものを除く。
9	手数料	
10	保険料	町内団体等の運営に係るものを除く。
11	使用料及び賃借料	町内団体等の運営に係るものを除く。
12	工事請負費	
13	備品費	
14	委託料	海業振興事業（特定）に限る。

15	役務費	
16	その他町長が特に必要と認める経費	審査委員会により認められた経費に限る。

別表第3（第5条関係）

事業の名称	海業振興事業	海業振興事業（特定）
交付申請に必要な書類	1 愛南町海業振興事業支援補助金交付申請書（様式第1号）	1 愛南町海業振興事業支援補助金交付申請書（様式第1号）
	2 申請者の概要が分かる資料（任意様式）	2 申請者の構成員の名簿
	3 税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）	3 申請者の規約、会則、定款等の写し
	4 収支予算書（様式第3号）	4 税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）
	5 見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類	5 収支予算書（様式第3号）
		6 見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類

別表第4（第7条関係）

事業の名称	海業振興事業	海業振興事業（特定）
変更又は中止の申請に必要な書類	〈変更する時〉	
	1 愛南町海業振興事業支援補助金変更交付申請書（様式第5号）	
	2 収支変更予算書（様式第6号）	
	3 補助事業の変更に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類	
	〈中止する時〉	
	4 愛南町海業振興事業中止承認申請書（様式第7号）	

別表第5（第8条関係）

事業の名称	海業振興事業	海業振興事業（特定）
実績報告に必要な書類	1 愛南町海業振興事業支援補助金実績報告書（様式第8号）	
	2 収支決算書（様式第9号）	
	3 領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類	
	4 愛南町海業振興事業支援補助金（精算払）請求書（様式第10号）	

愛南町海業振興事業支援補助金交付申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
 名称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号
 (団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

年度において、次のとおり愛南町海業振興事業支援補助金の交付を受けたいので、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名					
2 事業の目的					
3 事業の内容					
4 補助金交付申請額					
5 事業費(円)	予算総額	財源内訳			
		町補助金	自己負担金	その他	計
6 同上財源の割合(%)		%	%	%	%
7 着手完了予定期日	着手	年	月	日	完了 年 月 日
8 事業等の効果見込み					
9 その他特記事項					

- 添付書類 1 事業計画書(別紙)
 2 税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号)
 3 収支予算書(様式第3号)

別紙

事業計画書

1 実施団体	名称	
	代表者氏名	
	代表者住所 〒	
	TEL	FAX
2 事業名		
3 事業の概要	(1) 目的	
	(2) 事業実施時期	
	(3) 事業実施場所	
	(4) 内容	
	(5) 特色及び事業効果	
4 総事業費	金	円
5 補助申請額	金	円

添付書類 事業の概要が分かる資料(必須、様式任意)

税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
 名称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号
 (団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

愛南町海業振興事業支援補助金の交付申請に当たり、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
		有 無	
子育て支援課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

備考 調査の対象は、申請者の構成員で補助等の対象となる者及びその世帯員全員とする。

収支予算書

1 収入の部

費目	内容	予 算 額(円)	摘要(積算基礎等)
計			

備考

- 「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予 算 額(円)	摘要(積算基礎等)
計			

備考

- 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 「費目」の欄には、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱別表2の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、経費の詳しい名称等を記載すること。
- 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第4号(第6条、第7条関係)
様式第4号(第6条、第7条関係)

愛南町海業振興事業支援補助金(変更)交付決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長 

年 月 日付けで申請のあった愛南町海業振興事業に対する補助金の交付については次のとおり決定するので、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱第6条第2項(第7条第2項)の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 交付決定金額	円
3 交付の条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 決算終了後一月以内に実績報告書を提出してください。 (3) この補助事業については、町長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。 (4) 愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (5) (4)により取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をしていただきます。

(却下の場合)
却下の理由

愛南町海業振興事業支援補助金変更交付申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
 名称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号
 (団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

年 月 日付け 愛南町指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名					
2 事業の目的					
3 変更した事業の内容					
4 事業費	予算総額	財源内訳			
		町補助金	自己負担金	その他	計
	(1) 当初	円	円	円	円
(2) 変更後	円	円	円	円	
5 変更後の財源の割合		%	%	%	%
6 変更後事業予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
7 その他特記事項					

添付書類

- 1 変更事業計画書(別紙)
- 2 収支変更予算書(様式第6号)
- 3 補助事業の変更に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類

変更事業計画書

1 実施団体	名称	
	代表者氏名	
	代表者住所 〒	
	TEL	FAX
2 事業名		
3 事業の概要	(1) 目的	
	(2) 事業実施時期	
	(3) 事業実施場所	
	(4) 内容	
	(5) 特色及び事業効果	
4 総事業費	金	円
5 補助申請額	金	円

備考 変更する箇所を2段書とし、当初を上段に変更を下段に記入すること。

添付書類 事業の概要が分かる資料(必須、様式任意)

収支変更予算書

1 収入の部

費目	内容	予算額(円)		摘要(積算基礎等)
		当初	変更	
計				

備考

- 「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予算額(円)		摘要(積算基礎等)
		当初	変更	
計				

備考

- 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 「費目」の欄には、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱別表2の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第7号(第7条関係)
様式第7号(第7条関係)

愛南町海業振興事業中止承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名 ⑩
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

年 月 日付け 愛南町指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり中止したいので、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 事業名	
2 中止の理由	

愛南町海業振興事業実績報告書

年 月 日

愛南町長 様

報告者 住所
 名称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号
 (団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

年 月 日付け愛南町指令 第 号により補助金交付の決定を受けた事業について、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

1 補助金交付 決定額	円				
2 事業名					
3 事業費	決算総額	財源内訳			
		町補助金	自己負担金	その他	計
	円	円	円	円	円
4 同上財源の 割合		%	%	%	%
5 事業着手完了年月日	着手	年	月	日	完了 年 月 日
6 事業等の効果					
7 その他特記事項					

添付書類

- 1 収支決算書(様式第9号)
- 2 補助事業の実施状況が分かる資料(様式任意)
- 3 愛南町海業振興事業支援補助金(精算払)請求書(様式第10号)

収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

費目	決算額	予算額	差引増減額	摘要
計				

備考

- 「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部 (単位:円)

費目	決算額	予算額	差引増減額	摘要
計				

備考

- 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 「費目」の欄には、愛南町海業振興事業支援補助金交付要綱別表2の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 一行記載するごとに領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第10号 (第8条関係)
様式第10号(第8条関係)

愛南町海業振興事業支援補助金(精算払)請求書

¥

補助金交付決定額	¥
前回までの交付済額	¥
今回請求額	¥

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

住所
名称
代表者氏名 ⑩
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

愛南町海業振興事業支援補助金(概算払)請求書

¥

補助金交付決定額	¥
前回までの交付済額	¥
今回請求額	¥

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

住所
名称
代表者氏名 ⑩
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所、氏名及び電話番号)

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人